

マイナンバーカードの裏面に QR コードが記載されている趣旨及びカードケースのマスクングの考え方について

平成 28 年 6 月 22 日
総務省自治行政局住民制度課

(マイナンバーカードの裏面に QR コードが記載されている趣旨)

マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面には、マイナンバー（個人番号）とともに、マイナンバーが記録された QR コードが記載されています。この QR コードは、マイナンバー法に基づく個人番号利用事務等実施者が、迅速かつ容易にマイナンバーを取得できるように、記載されているものです。

(カードケースのマスクングの考え方)

マイナンバーカードと併せて交付されるカードケースにおいては、マイナンバー、臓器提供意思、性別の箇所をマスクングし、第三者が容易に目視できないこととしていますが、QR コードについては、マスクングされておられません。

この趣旨は、以下のとおりです。

- ① QR コードは、仮に目視しても記録されている情報がわかるものではなく、記録されているマイナンバーを不正に読み取るためには機器の使用が必要であり、このような行為は、カードケースを外そうとする行為と同程度に不自然であることが周囲から一目瞭然であること。
- ② QR コードをマスクングしないことで、カードケースに格納したまま機器を用いて QR コードを読み取りマイナンバーを取得することが可能となり、権限のある機器操作者以外の周囲の方が、カードケースによりマスクングされているマイナンバー等の箇所を目視する機会が生じないようにすることができること。

以上のように、カードケースは、マイナンバー等の情報を第三者から容易に目視できないよう、マスクングをしているものであり、カードケースに格納することで裏面のコピーを可能とするものではありません。カードケースに格納された状態であっても、裏面についてインターネット等への掲載を行うと、機器を用いて QR コードを読み取られることによりマイナンバーが知られてしまうおそれがあります。マイナンバーと同様、掲載しないようご注意ください。